

ネイチャーファイナンス評価の開始及び JCR グリーンファイナンス評価手法の改定について

株式会社日本格付研究所（JCR）は、この度グリーンファイナンス評価手法を改定行しましたのでお知らせします。今般の改定は、国際資本市場協会が公表した「Sustainable Bonds for Nature : A Practitioner's Guide」に基づき、ネイチャーファイナンス評価を設けたことによるものです。

ネイチャーファイナンス評価の詳細については、次ページ以降のグリーンファイナンス評価手法をご参照ください。

（担当） 菊池 理恵子・任田 卓人

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

JCR グリーンファイナンス評価手法

(最終更新日) 2025 年 7 月 30 日

はじめに

グリーンボンドとは、「企業や地方自治体等の発行体が、国内外の適格なグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券」のことを指す。具体的には、①調達資金の使途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③発行後のレポーティングを通じ透明性が確保された債券である¹。

日本では、2017 年 3 月に、環境省がグリーンボンドに関するガイドラインを公表し、グリーンボンドの環境改善効果に対する信頼性を確保するとともに、グリーンウォッシュ（グリーンボンドに限らず、実際は社会環境全般に対する便益を発揮しないにもかかわらず、サステナブルファイナンスと称する金融商品）が市場に出回ることを防止することにより、グリーンボンドの一層の普及を目指している。

さらに、国際資本市場協会（ICMA）作成の国際的なグリーンボンド原則（GBP）及び上記環境省作成のグリーンボンドガイドライン（ガイドライン）では、グリーンボンドの健全な発展を図る観点から、GBP への適合性について第三者機関による客観的な評価（レビュー）の重要性が認識され、第三者評価の活用が推奨されている。

2018 年には、Loan Market Association、Asia Pacific Loan Market Association 及び Loan Syndications and Trading Association が、GBP と同趣旨でローンを対象としたグリーンローン原則（GLP）を発表し、同年に開催された ICMA の年次総会においても、グリーンボンド、グリーンローン等の広がりをもつプレゼンテーションが行われた。また、国内におけるグリーンローンの広がりを受け、2020 年 3 月には、環境省より「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」が公表された。環境省はその後、2022 年と 2024 年に改訂を行い、最新のグリーンボンド原則で要請された外部認証取得の強い推奨、発行体又は借入人等（発行体等）によるフレームワークの作成、付属書におけるグリーンプロジェクト分類の細分化、グリーンファイナンス²関連の各金融商品に期待される事項と具体的対応方法における整理、国内向けの解説を追加した。

JCR は、当初よりグリーンボンド評価手法の評価対象に借入金を含んでいたが、2019 年 6 月に評価手法の名称を「グリーンファイナンス評価手法」と改称すると同時に、グリーンボンドに対しては GBP に則った「JCR グリーンボンド評価」、グリーンローンに対しては GLP に則った「JCR グリーンローン評価」を実施している。また、インフラ投資法人及びプロジェクトファイナンス、不動産投資法人の投資口等エクイティ性のある商品で、調達資金の全額がグリーンプロジェクトに充当される場合に当該エクイティに対して評価も提供している（以下、JCR グリーンボンド評価、JCR グリーンローン評価に加え、エクイティ性商品への評価を総称して、「JCR グリーンファイナンス評価」という）。

グリーンファイナンスは、環境改善効果をもたらすだけでなく、発行体等の長期的な企業価値向上や地球上の課題解決に資する必要がある。2018 年の ICMA の GBP 改訂時では、グリーンボンドの資金使途と

¹ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2024 版を参照。

² 本稿ではグリーンファイナンスをグリーンボンド、グリーンローン、グリーンエクイティの総称と定義する。

持続可能な 17 の開発目標（SDGs）及び 169 のターゲットの中でグリーンボンドが貢献しうるものにマッピングがなされた。JCR では、グリーンファイナンスへの評価に際し、ICMA が発表したマッピングに基づき、SDGs への貢献度も考慮する。JCR は、GBP、GLP 及びガイドライン（以下、「GBP 等」）を受けて、グリーンボンドに対する第三者評価及びグリーンローンに対する第三者評価を「JCR グリーンファイナンス評価」として提供する。「JCR グリーンファイナンス評価」では、それぞれの評価項目をスコアリングで評価する等透明性の高い評価方法を採用している。これにより、発行体又は借入人³（発行体等）は、グリーンファイナンスとしての改善点を明確に把握することが可能となり、また、投資家もグリーンファイナンスに関するよりの確な判断が可能となる。

2019 年 9 月、JCR は本邦初の Climate Bonds Initiative の認定検証機関となった。これを受け、本グリーンファイナンス評価とは別個のサービスとして、グリーンボンド及びグリーンローンに対して、Climate Bond Certification 取得のための検証レポートの提供を行っている。検証レポートでは、Climate Bonds Initiative が定める Climate Bond Standard（気候変動基準）、タクソノミー及び Sector Criteria（セクター別基準）、Climate Resilience Principle に従って気候変動債と認定し得るか否かの検証を行う。

「JCR グリーンファイナンス評価」においては、CBI 認定検証機関として Climate Bonds Initiative のタクソノミー、セクター別基準、Climate Resilience Principle（気候変動への強靱化原則）を参照するが、日本特有の環境課題、産業構造、エネルギーミックス等を考慮する必要があることから、CBI とは異なる見解を示す場合がある。JCR による「JCR グリーンファイナンス評価」及び Climate Bonds Certification 検証の提供は、グリーンファイナンスに関する知識の普及、グリーンファイナンス市場の健全な拡大・発展や環境問題の改善に貢献することを目的としている。

以下に、「JCR グリーンファイナンス評価」の手法について説明する。

³ SPC や Project Company の資金調達に対するグリーンファイナンス評価においては、発行体等にスポンサー、アセット・マネジメント会社等実際の事業運営を一体となつて行う者を含む。

I. 評価対象

「JCR グリーンファイナンス評価」の対象は、GBP 等で例示されているグリーンプロジェクト等を資金
使途とする債券、ローン、エクイティ等の資金調達手段である。対象となる発行体等の業種や分野には、
次のものが含まれる。

- ①事業法人、金融機関、政府、地方公共団体、国際金融機関、政府系機関
- ②プロジェクトファイナンス
- ③投資法人
- ④資産流動化商品

なお、インフラ投資法人等で保有している資産が全て GBP 等で例示されているグリーンプロジェクト
等に該当する場合、エクイティ性を有する商品についても GBP を参照して本評価手法による評価を行う
ことができる。その場合の留意点については、「V. 各評価項目の視点」の中で定めている。

II. 「JCR グリーンファイナンス評価」の基本的な仕組み

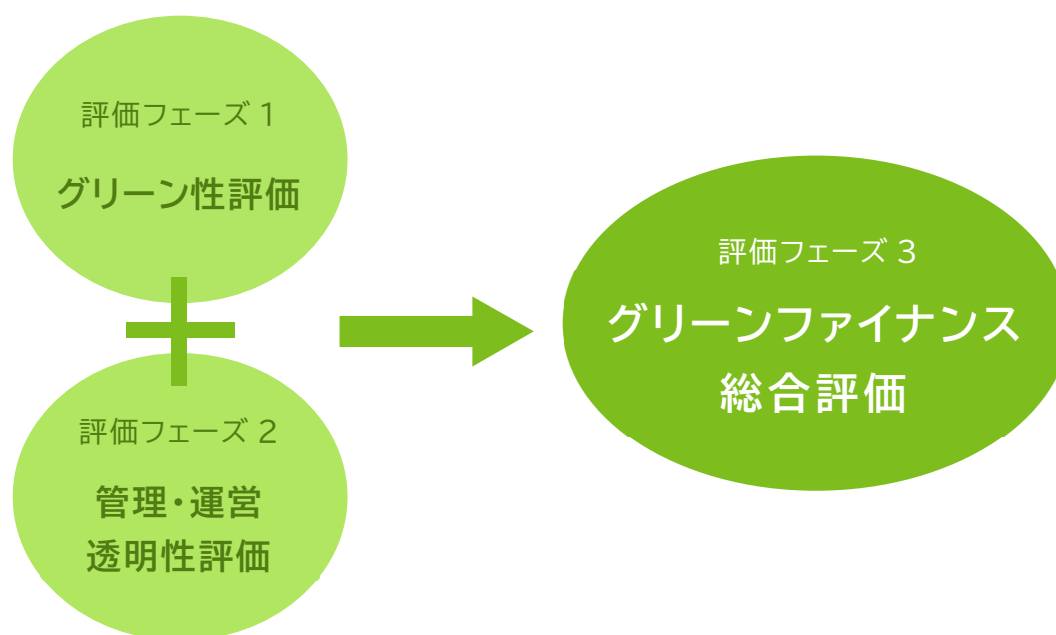
「JCR グリーンファイナンス評価」は、以下の3つのフェーズに分けて行う。

「評価フェーズ1」では、評価対象の「グリーン性評価」を行う。具体的には、まず、資金使途の対象となるプロジェクトがグリーンプロジェクトに該当するかどうかを審査する。グリーンプロジェクトに該当すると判断されれば、調達資金の使途（調達資金のグリーンプロジェクトへの充当割合）に着目した評価を行う。

「評価フェーズ2」では、「管理・運営・透明性評価」を行う。発行体等の管理・運営体制及び当該体制に対する透明性について評価し、グリーンプロジェクトの実施や調達資金の使途等に関する計画実行の確かさ及び一連のプロセスの開示度（上記「グリーン性評価」実現の確かさ）を判断する。

「評価フェーズ3」では、「グリーン性評価」及び「管理・運営・透明性評価」を勘案した総合評価を行い、「JCR グリーンファイナンス評価」を決定する。

以上の評価の枠組みを整理すると、以下のとおりである。



III. 各フェーズにおける評価の枠組み

1. 評価フェーズ 1：グリーン性評価

評価フェーズ 1 のグリーン性評価においては、資金使途の対象となる事業がグリーンプロジェクトに該当する場合に、当該グリーンプロジェクトへの充当割合を確認し、グリーンファイナンスのグリーン性について、以下の考え方に沿って g1～g5 の 5 段階で評価する。

グリーンプロジェクトへの調達資金の充当割合	グリーン性評価
100～90%(資金使途のほぼすべてがグリーンプロジェクトへ充当)	g1
89～70%(資金の大部分がグリーンプロジェクトへ充当)	g2
69～50%(資金の過半がグリーンプロジェクトへ充当)	g3
49～30%(資金のグリーンプロジェクトへの充当率が低い)	g4
29～10%(資金のグリーンプロジェクトへの充当率が極めて低い)	g5
10%未満	評価対象外

2. 評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

評価フェーズ 2 では、発行体等の管理・運営体制及び当該体制の透明性について、GBP 等が示す管理・運営体制及び透明性に関する 4 つの評価項目（IV. 評価手法参照）に基づいて、以下のとおり m1～m5 の 5 段階で評価する。

管理・運営・透明性評価のスコア	管理・運営・透明性評価
100～80 点(管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高い。計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できる。)	m1
79～60 点(管理・運営体制が整備され、透明性も高い。概ね計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が期待できる。)	m2
59～40 点(管理・運営体制及び透明性にやや問題があり、計画に沿った事業実施・調達資金の充当にやや懸念がある。)	m3
39～20 点(管理・運営体制及び透明性に問題があり、計画どおりの事業実施、調達資金の充当に懸念がある。)	m4
20 点未満(管理・運営体制及び透明性に重大な問題があり、計画どおりの事業実施、調達資金の充当は期待できない。)	m5

3. 評価フェーズ 3：総合評価

評価フェーズ 3 では、「グリーン性評価 (g1～g5)」を基本に、「管理・運営・透明性評価 (m1～m5)」を勘案して、総合評価 (JCR グリーンファイナンス評価) を決定する。

具体的には、下記「JCR グリーンファイナンス評価マトリックス」に従って、JCR グリーンファイナンス評価 (Green 1～Green 5) を決定する。

なお、「JCR グリーンファイナンス評価」のうち「Green 1」は、最上位のグリーンファイナンス評価である。グリーン性評価、管理・運営・透明性評価ともに最高の評価 (g1+m1) を得たグリーンファイナンスに付与する。

【JCR グリーンファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

4. 「JCR グリーンファイナンス評価」の表示

JCR のグリーンファイナンスに関する評価は、総合評価である「JCR グリーンファイナンス評価（Green 1～Green 5）」を中心に、グリーン性評価（g1～g5）、管理・運営・透明性評価（m1～m5）を併記することにより表示する。

【JCR グリーンファイナンス評価結果】



IV. 評価手法（評価項目の確認・評価・スコアリング）

前章で述べた枠組みの適用にあたっては、以下の評価項目について、確認・評価・スコアリングを行う。

1. 評価フェーズ1「グリーン性評価」の評価項目

グリーン性評価は、以下の項目を確認することにより行う。

- (i) 対象事業が、グリーンプロジェクトに該当するかどうかを審査する。

グリーンプロジェクトに該当するか否かの審査

- (1) 評価対象により調達される、もしくは評価対象を参照し調達される資金が、グリーンプロジェクト（GBP 等に例示されているものの他、下記の要件を満たすものも含まれる）に充当される。
- (2) 資金使途の対象となるプロジェクトに、明確な環境改善効果がある。当該プロジェクトは、SDGs などの国際的な目標に対する貢献度が ICMA のマッピングによって明らかである。
- (3) 環境改善効果が明らかにネガティブな影響を上回っている（定量化され、比較可能であることが望ましい）。
他のグリーンプロジェクトに著しい損害を及ぼさず、化石燃料を使用した技術に固定されず、脱炭素や炭素排出量の削減を長期的に目指している（Do No Significant Harm Assessment）。
- (4) 気候変動への適応を目的としたプロジェクトを評価する場合、CBI Climate Resilience Principles⁴に示された6ステップを実施する。
気候変動緩和プロジェクトにおいても、気候変動に対する強靱性について考慮されているかどうかを、CBI の定める Sector Criteria⁵におけるチェック項目がある場合には、それを参照、評価する。

* ネガティブな影響が環境改善効果を上回ると判定された場合、他の評価項目の得点が高くとも、グリーンファイナンス評価の対象外となる場合がある。

- (ii) 対象事業がグリーンプロジェクトに該当する場合に、資金使途（調達資金がグリーンプロジェクトに充当される割合）を確認する。

⁴ Climate Bonds Initiative <https://www.climatebonds.net/climate-resilience-principles>

⁵ Climate Bonds Initiative <https://www.climatebonds.net/standard/sector-criteria>

2. 評価フェーズ2「管理・運営・透明性評価」の評価項目

(1) 管理・運営・透明性評価で検討される評価大項目とそのスコア配分は、以下のとおりである。

評価大項目	スコアの全体に対する比重
1. 資金使途の選定基準及びプロセス	25%
2. 調達資金の管理	25%
3. レポーティング	25%
4. 組織のサステナビリティへの取り組み	25%

(2) 評価大項目を構成する評価細分項目は、以下のとおりである。

評価細分項目
1. 資金使途の選定基準及びプロセス
(1) 個々のプロジェクトのグリーン性が、発行体等によって評価、確認されている。
(2) グリーンプロジェクトが環境改善効果とネガティブな影響の両方を与える場合、発行体等によりそのネガティブな影響の回避策又は緩和策がとられている。
(3) 発行体等が評価対象のグリーンファイナンスを通じて実現しようとする環境面での目標（環境改善効果）、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための基準（criteria）、及びその判断を行う際のプロセス（process）が定められている。
(4) (3)で検討した環境面での目標、基準、プロセスの概要が、投資家等に説明されている。
2. 調達資金の管理
(1) 調達資金の充当計画が適切である（新規投資とリファイナンスの割合が明確である。リファイナンスのプロジェクトについてルックバック期間が明確に定められている）。
(2) 調達資金の全額について適切な方法により追跡管理を行う体制がとられている。
(3) 追跡管理につき、内部監査及び外部監査を受けること等により内部統制を行う体制がとられている。
(4) 調達資金の管理につき証拠となる文書等が適切に保管されている。
(5) 未充当資金の運用方法につき、安全性及び流動性の高い資産によって運用する計画が立てられている。また、未充当資金の運用方法が投資家に事前に説明されている。
3. レポーティング
(1) 調達資金の使途は、法定書類等によって投資家等に事前に説明されている。
(2) グリーンファイナンスの調達後に、グリーンファイナンスによる調達資金の使用に関する最新の情報を一般に開示する計画が作成されている。
(3) 情報の開示は、すべての調達資金が充当されるまでは少なくとも1年に1回行うこととなっている。また、すべての調達資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には、必要に応じて開示する体制となっている。
(4) 開示内容に以下の項目が含まれている。
➤ 調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト ➤ 各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む） ➤ 各グリーンプロジェクトに充当した資金の額 ➤ 各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果 ➤ 未充当資金の額又は割合、充当予定時期、運用方法

評価細分項目

- (5) 環境改善効果の情報開示にあたり、グリーンプロジェクトの性質等に留意した適切な指標が使用されている。定量的なもので、どのように計算したのか、前提なども同時に開示するよう準備されていることが望ましい。

4. 組織のサステナビリティへの取り組み

- (1) 経営陣がサステナビリティについて経営の優先度の高い重要課題と位置付けている。環境を含むサステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されている。
- (2) 発行体等における内部の環境関連部署等の専門的知見を有している部署及び外部機関が、プロセスに関与している。
- (3) 発行体等がグリーンファイナンスの調達についての方針、プロセス及び資金が配分されるグリーンプロジェクトを決定するための明確な基準を有している。
- (4) 発行体等が外部の環境専門家に意見を求めることにより、自らのグリーンプロジェクト及び環境方針を検証している。

V. 各評価項目の視点

1. グリーン性評価（評価フェーズ 1）

グリーンファイナンスについては、その調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されることが重要である。グリーンファイナンス市場の健全な発展を促すためには、実際は環境改善効果がない、又は、調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらずグリーンファイナンスと称する債券・ローン、いわゆるグリーンウォッシュ債券又はグリーンウォッシュ・ローンが市場に出回ることを防止することによって、グリーンボンド又はグリーンローンの信頼性を確保することが重要である。このことを踏まえ、JCR では、GBP 等に例示されているグリーンプロジェクトの例を参考（別紙 1 参照）として、資金使途のグリーン性の確認を徹底する。グリーンプロジェクトには、R&D のような関連的支出や付随的支出を含み、複数の事業区分及び環境目的を含む場合も対象とする。ただし、これに限らず JCR の判断によりグリーンプロジェクトと認定されるケースもありうる。

グリーンファイナンスは、新規投資だけではなくリファイナンスも含めることが可能である。リファイナンスを含める場合は、発行体等は、新規投資とリファイナンスの各割合と、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることが望ましい。また、リファイナンス対象となるグリーンプロジェクトの対象期間（ルックバック期間）も示すことが望ましい。

グリーンローンの場合、与信枠に対して評価を付与する場合も想定されるが、その際には、どのトランシェがグリーンプロジェクトへの投資に向かっているのかを確認し、追跡管理できることが望ましい。

環境改善効果の評価に際しては、ICMA によるグリーン・ソーシャル・サステナブルボンドと SDGs 目標とのマッピング⁶を参照し、評価対象となるプロジェクトの環境改善効果と対応する SDGs の目標又はターゲットを明らかにする。

資金使途の対象となるプロジェクトがグリーン性を有していても環境及び社会へのネガティブな影響を伴うことがある。このため JCR では、環境及び社会へのネガティブな影響について、定量・定性的に社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているのか否かについて確認を行う。その結果、環境及び社会へのネガティブな影響の度合いが環境改善効果を超えて大きい場合、グリーンファイナンス評価の提供は原則として行わない。

評価対象がエクイティ性を有する商品であっても、資金使途は発行体等があらかじめ定めたグリーン性を有するプロジェクトに明確に紐づけられる必要がある。当該商品による資金調達の度に、発行体等は対象となる具体的なプロジェクトの開示を行うこと、また、当該プロジェクトについて、発行体等があらかじめ定めた選定基準に照らしグリーン適格であることを、投資家等を開示する必要がある。なお、エクイティ性を有する商品は、調達後は発行体等における他のエクイティ性を有する商品と混在することから、原則として発行体がピュアプレイヤーである時のみ評価の対象とする。

グリーンプロジェクトの類型及びその環境改善効果等は、技術の革新等により日々変わりゆくものである。JCR では、評価時点において有効なプロジェクト類型、環境改善効果の算定式等を参考としてグリーン性評価を実施する。

⁶ <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/mapping-to-the-sustainable-development-goals/>

2. 管理・運営・透明性評価（評価フェーズ 2）

(1) 資金使途の選定基準及びプロセス

JCR では、グリーンファイナンスの評価に際し、以下の点について発行体等が社内でしっかりと検討・策定しており、それが妥当であること、また、その内容が事前に投資家に十分に説明されているか否かを確認する。

- ① 発行体等が当該グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標（例えば、気候変動の防止や省エネルギー等）
- ② グリーンプロジェクトの選定基準（目標に対して具体的にどのような環境改善効果を有すると想定されるプロジェクトを、どのように評価・選定するのか）
- ③ その判断を行うプロセスの概要（①想定しているグリーンプロジェクトが目標や基準に照らして調達資金の充当対象として適切か、②誰が、どのような基準に基づいてグリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否か等の判断をどのように行うか）

また、目標、基準及びプロセスの決定に際しては、社内に専門の部署を持つか外部機関からの意見を得ていることが望ましいと考えている。

(2) 調達資金の管理

調達資金の管理方法は、発行体等によって多種多様であることが想定されるが、グリーンファイナンスの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているかを確認する。

また、グリーンファイナンスにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(3) レポーティング

GBP 等によれば、発行体等はすべての調達資金が充当されるまで年に 1 度、またその後においても状況の変化があった場合には、必要に応じて更新される調達資金の使途に係る最新情報を作成、提供すべきである。具体的には、調達資金が充当されたグリーンプロジェクトの概要、充当額、期待される環境改善効果（定性的又は定量的パフォーマンス指標を使用することが望ましい）等が含まれるべきである。

JCR では、GBP 等に基づき、グリーンファイナンス実行後のレポーティング体制が詳細かつ実行性のある形で計画されているか否かを、グリーンファイナンス実行時点において評価する。

エクイティ性を有する商品の場合、当該商品は発行体等の資本金の一部として混在してしまうため、インパクトレポーティングは発行体等の全てのグリーン適格資産を対象として実施すべきである。当該商品は、その性質からレポーティングについて期限の定めを設けることはできない。発行体等が存続する限り、年に 1 回を目安に環境改善効果として予め設定した事項を開示すべきであると考える。

(4) 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体等が、評価対象となるグリーンファイナンスの実行及びその管理、投資家等への適切な情報開示を実施するためには、経営陣がサステナビリティについて経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、環境分野を専門的に扱う部署の設置、又は外部機関との連携によって、グリーンファイナンス方針、プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられていることが重要である。

サステナビリティを取り扱う部署は環境問題専担である必要はないが、少なくとも専門的にグリーンファイナンス及びサステナビリティに対する組織の取り組みについて検討する人員が確保されていることが望ましいと考えている。

VI. クライメートランジションファイナンス評価

1. クライメートランジションファイナンスの意義と定義

気候変動緩和のための脱炭素社会への移行ファイナンス（クライメートランジションファイナンス）とは、これまでサステナブルファイナンス市場における資金調達の事例が少なかった CO₂ 多排出産業が、長期的な戦略に則った CO₂ 削減の取組を行っている場合に、これを支援するサステナブルファイナンスの枠組みである。

世界と比した際に日本の CO₂ 排出量はトップ 10 に入る多さであり、地球環境全体に与える影響は大きい。一方、2020 年 10 月 26 日に菅元首相が所信表明において、2050 年に実質ゼロエミッションを宣言し、2020 年 12 月には、カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略が発表されるなど、国内でも脱炭素の取組について急速に議論が進展している。パリ協定（2030 年まで気温上昇を産業革命時に比して 2℃未満に抑えるか、さらに 1.5℃未満を目指す）の目標を達成するためには莫大な投資が必要といわれており、アジア全体の今後 10 年間の地球温暖化対策のための投資必要額は約 1,300 兆円に上るとの試算もある。かかる状況下、既にクリーンな技術として確立したグリーンプロジェクト等に対するグリーンファイナンスだけでは、カーボンニュートラルな社会の実現に必要な投資需要を全てまかなうことは困難であり、企業が脱炭素に向かう道筋において低炭素化技術の開発・実装・普及に対するファイナンスを加速させることが急務の課題と言える。

資本市場は、気候変動リスクに対処しようとする発行体等に投資家からの効率的なファイナンスを促すことによりクライメートランジションを可能とするのに重要な役割を担っている。これを受け、ICMA ではクライメートランジションに係る作業部会を 2020 年 2 月に立ち上げ、80 を超える金融機関、投資家、評価機関がメンバーとして参画し、2020 年 12 月 10 日に、ICMA の「Climate Transition Finance Handbook (CTFH) ⁷」が上程された。日本ではこれに先立ち、経済産業省が主催する「環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会」が、「クライメート・トランジション・ファイナンスの考え方」を公表した。その後、「トランジションファイナンス環境整備検討会」での有識者による議論を経て、2021 年 5 月に経済産業省、金融庁、環境省によって、トランジションボンド、ローン等による資金調達を行う際の国内基本指針として、ハンドブックの内容も踏まえた「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」が策定された。2025 年 3 月、策定から 3 年超が経過し、国内での調達実績が進んできたことや、ICMA ハンドブックの改訂、国際社会でのトランジション・ファイナンスの重要性についての認識の高まり等、諸般の情勢変化を踏まえ、基本指針を改訂している。

JCR では、このような国内外の情勢を踏まえ、資金使途を脱炭素社会への移行に必要な資金に特定するファイナンスに対し、クライメートランジションファイナンス評価を、グリーンファイナンス評価手法に準拠して提供する。

⁷ <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/climate-transition-finance-handbook>

2. クライメートトランジションファイナンスに係る評価体系

評価の仕組みについては、グリーンファイナンス同様、3段階の評価フェーズを用いて評価を行うが、これらに加えて発行体等のクライメート・トランジション戦略を CTFH に基づいて評価を行う。資金使途は、グリーンプロジェクトに該当するものとトランジションプロジェクトに該当するもの両方が含まれる場合又はクライメートトランジションプロジェクト（トランジションプロジェクト）のみを対象とする場合、クライメートトランジションファイナンスとして評価を行う。

2-1. 発行体等のクライメート・トランジション戦略に係る評価

発行体等のクライメート・トランジション戦略に係る評価においては、CTFH において開示が求められている4つの要素に基づき、下表に示す内容が充足されていることを確認する。

① 発行体等の移行戦略とガバナンス	(1) 資金調達を行う発行体等は、気候変動緩和のための移行に関する戦略を有しているか。 (2) 資金調達にあたって「トランジション」のラベルを使うことが、発行体等が気候変動関連のリスクに効果的に対処し、パリ協定の目標達成に貢献できるようなビジネスモデルに移行するための戦略の実現に資することを目的としているか。 (3) 移行戦略の実効性を担保するためのガバナンス体制が構築されているか。
② 企業のビジネスモデルにおける環境面の重要課題であること	発行体等のクライメート・トランジション戦略は、発行体等のビジネスモデルの環境面における重要課題に関連しているか。
③ 科学的根拠に基づいていること	トランジションのロードマップは、以下を満たしているか。 (1) 定量的に測定可能で、対象は Scope1、Scope2 をカバーしているか（Scope3 が実現可能な範囲で目標設定されていることが望ましい）。 (2) 一般に認知されている科学的根拠に基づいた目標設定に整合しているか。 (3) 公表されていることか（中間点のマイルストーン含め）。 (4) 独立した第三者からの認証・検証を受けているか。
④ 透明性が担保されていること	資金使途の投資計画について、設備投資及び運転資金を含め、可能な範囲で開示しているか（する予定か）。 ※R&D 費用も含むことは可能。 支出は通常の業務活動（Business as Usual）を超えた取組か。 当該支出がいかにクライメート・トランジション戦略の実行に資するかについて、明確な説明が可能か。

2-2. 評価フェーズ 1：グリーン/トランジション性評価

評価フェーズ 1 のグリーン/トランジション性評価においては、資金使途の対象となる事業がグリーンプロジェクトに該当するものとトランジションプロジェクトに該当するもの両方が含まれる場合又はトランジションプロジェクトのみを対象とする場合に該当する時、調達資金の使途（グリーン/トランジションプロジェクトへの充当割合）を確認し、トランジションファイナンスの資金使途の適格性について、以下の考え方に沿って gt1～gt5 の 5 段階で評価する。

グリーン/トランジションプロジェクトへの調達資金の充当割合	グリーン/トランジション性評価
100～90%（資金使途のほぼすべてがグリーン/トランジションプロジェクトへ充当）	gt1
89～70%（資金の大部分がグリーン/トランジションプロジェクトへ充当）	gt2
69～50%（資金の過半がグリーン/トランジションプロジェクトへ充当）	gt3
49～30%（資金のグリーン/トランジションプロジェクトへの充当率が低い）	gt4
29～10%（資金のグリーン/トランジションプロジェクトへの充当率が極めて低い）	gt5
10%未満	評価対象外

2-3. 評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

評価フェーズ 2 では、発行体等の管理・運営・透明性について、GBP 等が示す管理・運営体制及び透明性に関する 4 つの評価項目に基づいて、以下のとおり m1～m5 の 5 段階で評価する。（IV. 評価手法参照。「評価細分項目」においては、「グリーン」を「グリーン/トランジション」に読み替えるものとする。）
評価フェーズ 2 で使用する評価記号は、グリーンファイナンスもクライメートトランジションファイナンスも同じ記号を使用する。

管理・運営・透明性評価のスコア	管理・運営・透明性評価
100～80 点（管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高い。計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できる。）	m1
79～60 点（管理・運営体制が整備され、透明性も高い。概ね計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が期待できる。）	m2
59～40 点（管理・運営体制及び透明性にやや問題があり、計画に沿った事業実施・調達資金の充当にやや懸念がある。）	m3
39～20 点（管理・運営体制及び透明性に問題があり、計画どおりの事業実施、調達資金の充当に懸念がある。）	m4
20 点未満（管理・運営体制及び透明性に重大な問題があり、計画どおりの事業実施、調達資金の充当は期待できない。）	m5

2-3. 評価フェーズ3：総合評価

評価フェーズ3では、「クライメートトランジション評価（gt1～gt5）」を基本に、「管理・運営・透明性評価（m1～m5）」を勘案して、総合評価（JCR クライメートトランジションファイナンス評価）を決定する。

具体的には、下記「JCR クライメートトランジションファイナンス評価マトリックス」に従って、JCR クライメートトランジションファイナンス評価（Green 1(T)～Green 5 (T)）を決定する。

なお、「JCR クライメートトランジションファイナンス評価」のうち「Green 1 (T)」は、最上位のクライメートトランジションファイナンス評価である。クライメートトランジション評価、管理・運営・透明性評価ともに最高の評価（gt1+m1）を得たクライメートトランジションファイナンスに付与する。

【JCR クライメートトランジションファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン/トランジション性評価	gt1	Green 1(T)	Green 2(T)	Green 3(T)	Green 4(T)	Green 5(T)
	gt2	Green 2(T)	Green 2(T)	Green 3(T)	Green 4(T)	Green 5(T)
	gt3	Green 3(T)	Green 3(T)	Green 4(T)	Green 5(T)	評価対象外
	gt4	Green 4(T)	Green 4(T)	Green 5(T)	評価対象外	評価対象外
	gt5	Green 5(T)	Green 5(T)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

2-4. 「JCR クライメートトランジションファイナンス評価」の表示

JCR のクライメートトランジションファイナンスに関する評価は、総合評価である「JCR クライメートトランジションファイナンス評価（Green 1(T)～Green 5(T)）」を中心に、グリーン/トランジション性評価（gt1～gt5）、管理・運営・透明性評価（m1～m5）を併記することにより表示する。

【JCR クライメートトランジションファイナンス評価結果】



3. クライメートトランジションファイナンスにおけるグリーンファイナンス評価との相違点

クライメートトランジションファイナンス評価とグリーンファイナンス評価との相違点は、発行体等のクライメート・トランジション戦略に係る評価の有無と、評価フェーズ1である。評価フェーズ2については、基本的に「グリーンプロジェクト」を「グリーン/トランジションプロジェクト」と読み替えることで評価を行う。評価フェーズ1では、審査項目としてグリーンファイナンス評価と同じものを使用するが、発行体等のクライメート・トランジション戦略を踏まえ、資金使途のグリーン/トランジション性（環境改善効果）に関して、以下の点を確認することで適格性を判断する。

グリーン/トランジションプロジェクトに該当するか否かの審査

- (1) 評価対象により調達される、または評価対象を参照し調達される資金が、グリーン/トランジションプロジェクト（GBP 等に例示されているものの他、下記の要件を満たすもの、上記に含まれないものの CO₂ の削減に大きく貢献するプロジェクトであって、企業のトランジション戦略の実現のための主要な施策の一つであるもの）に充当される。
- (2) 資金使途の対象となるプロジェクトに、明確な環境改善効果がある。当該プロジェクトは、SDGs、パリ協定などの国際的な目標に対する貢献度が明らかである。
- (3) 環境改善効果が明らかにネガティブな影響を上回っている（定量化され、比較可能であることが望ましい）。
他のグリーンプロジェクトに著しい損害を及ぼさない（Do No Significant Harm Assessment）。
化石燃料を使用した技術に固定されない。
脱炭素や炭素排出量の削減を長期的に目指している。
トランジションプロジェクトにあつては、「公正な移行」が必要な場合、発行体等が取り得る施策については十分に計画に含まれていることが望ましい。

VII. ブルーファイナンス評価

1. ブルーファイナンスの意義と定義

海洋は地球の 70% を占め、世界の生命の 80% の生物圏である。海洋は人間に必要な酸素の 50% を生み出し、25% の二酸化炭素を吸収し、それらの排出から追加的に出る熱を 90% 吸収する。海洋は、気候変動のインパクトに対する重要なバッファである。

海洋はまた、想像を超えた生物多様性を有し、食料・仕事・鉱物・エネルギーなど生活に必要な多くの資源を提供してくれる。しかしながら、人間の活動の結果、海洋はこれまでになかった脅威にさらされている。我々がもし気候変動、食料安全保障の危機、病気などによるパンデミック、海洋汚染による生物多様性の減少、経済格差や紛争などの重大な課題解決を目指すのであれば、我々の海洋を保護するための行動を今すぐ起こすべきである⁸。

持続可能な海洋経済に対する金融原則（Sustainable Blue Economy Finance Principles⁹）は、2018 年に、銀行、保険会社、投資家が持続可能な海洋経済にファイナンスする際の国際的なガイディング・フレームワークとして、世界で初めて策定された。本原則は、SDGs Goal14（海の豊かさを守ろう）の実施を促進し、海洋を基軸とした業種の持続可能性を高めるため、金融業界からのファイナンスを促すことを企図している海洋に特化した基準であり、14 項目から構成されている。本原則は、欧州委員会、WWF、World Resources Institute（WRI）及び European Investment Bank（EIB）によって策定され、その後は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が持続可能な海洋経済に対する金融イニシアティブ（Sustainable Blue Economy Finance Principles : SBEFP）に移行した。UNEP FI はさらに 2022 年 3 月、欧州委員会からの資金援助を受ける形で、サステナブルファイナンスに関する実践ガイド（Diving Deep: Finance, Ocean Pollution and Coastal Resilience）を発表している。

国連ではさらに 2022 年 6 月、リスボンで開催した国連海洋会議（UN Ocean Conference）において SDGs Goal 14 の実行を支援するための持続可能な開発に関して、参加国間で科学的根拠があり、革新的な行動計画の実行を宣言することを合意し、草案が公表されている¹⁰。

国連グローバルコンパクトは、Sustainable Ocean Principles を策定し、海洋課題に対して事業会社が取べき行動について原則を示している。また、国際金融機関においても、ブルーエコノミーやブルーファイナンスを定義したり、ファイナンス・フレームワークを策定したりする事例が増えている。2022 年 1 月には、国際金融公社（IFC）が、同公社の投融資におけるブルーファイナンスを促進し、またグローバルにブルーファイナンスが普及することを目的として、SDGs Goal 6 及び 14 に資する資金使途分類を明記した Blue Finance Guidelines を策定した。

各国国際機関が公表している原則・ガイドライン等では、持続可能な海洋資源の利用による持続可能な経済成長を促すための事業であって SDGs Goal 14 に資する事業に対するファイナンスを支援する、という考え方はほぼ合致しているものの、定義・ファイナンス対象とし得る適格事業の考え方は様々である。さらに、IFC は、上下水道などの海洋以外の水に関する課題解決であって SDGs Goal 6 に資する事業を含んでいる。

⁸ Ocean Conference Draft Declaration より抜粋

⁹ UNEP FI のウェブサイトでは、ブルーファイナンスのケーススタディが紹介されている。
<https://www.unepfi.org/blue-finance/resources/case-studies/>

¹⁰ 2022 UN Ocean Conference（於：リスボン）

A/CONF.230/2022/12 2022 United Nations Conference to Support the Implementation of Sustainable Development Goal 14: Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development

2023 年 9 月、ICMA、IFC、UNEP FI、国連グローバル・コンパクト（UNGC）及びアジア開発銀行（ADB）によって、国際的な実務者ガイドである「A Practitioner's Guide for Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy」（SBE ガイド）¹¹が公表された。JCR では 2023 年 9 月以前も、IFC 及び UNEP FI のガイダンスを参照する形でブルーファイナンスを定義づけ、評価を提供してきたが、2023 年 9 月以降は原則として SBE ガイドに準拠して評価を行うこととする。ただし、SBE ガイドは海洋関連のプロジェクトのみを対象としているが、IFC では淡水関連のプロジェクトが含まれていることから、JCR の評価対象には淡水関連プロジェクトを含めている。海洋関連のプロジェクトは SBE ガイド、淡水関連のプロジェクトは IFC Guidelines for Blue Finance への当該適合性確認を実施することとする。また、環境への負の影響などに関する確認においては、SBEFP を参照して評価を行う。

2. ブルーファイナンスに係る評価体系

ブルーファイナンスの評価の仕組みについては、グリーンファイナンス同様、3 段階の評価フェーズを用いて評価を行う。資金使途の適格性は、ICMA の定めるグリーンプロジェクト分類及び SBE ガイド、IFC ガイドラインを考慮し、独自の適格クライテリアを作成する。

2-1. 評価フェーズ 1：ブルー性評価

評価フェーズ 1 のブルー性評価においては、対象事業がブループロジェクトに該当する場合に、調達資金の使途を確認し、ブルーファイナンスの資金使途の適格性について、以下の考え方に沿って b1～b5 の 5 段階で評価する。

ブループロジェクトへの調達資金の充当割合	ブルー性評価
100～90%(資金使途のほぼすべてがブループロジェクトへ充当)	b1
89～70%(資金の大部分がブループロジェクトへ充当)	b2
69～50%(資金の過半がブループロジェクトへ充当)	b3
49～30%(資金のブループロジェクトへの充当率が低い)	b4
29～10%(資金のブループロジェクトへの充当率が極めて低い)	b5
10%未満	評価対象外

2-2. 評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

評価フェーズ 2 では、発行体等の管理・運営・透明性について、GBP 等が示す管理・運営体制及び透明性に関する 4 つの評価項目に基づいて、以下のとおり m1～m5 の 5 段階で評価する。（IV. 評価手法参照。「評価細分項目」においては、「グリーン」を「ブルー」に読み替えるものとする。）評価フェーズ 2 で使用する評価記号は、ブルーファイナンスもグリーンファイナンスと同じ記号を使用する。

¹¹ <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>

管理・運営・透明性評価のスコア	管理・運営・透明性評価
100～80 点(管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高い。計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できる。)	m1
79～60 点(管理・運営体制が整備され、透明性も高い。概ね計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が期待できる。)	m2
59～40 点(管理・運営体制及び透明性にやや問題があり、計画に沿った事業実施・調達資金の充当にやや懸念がある。)	m3
39～20 点(管理・運営体制及び透明性に問題があり、計画どおりの事業実施、調達資金の充当に懸念がある。)	m4
20 点未満(管理・運営体制及び透明性に重大な問題があり、計画どおりの事業実施、調達資金の充当は期待できない。)	m5

2-3. 評価フェーズ 3：総合評価

評価フェーズ 3 では、「ブルー性評価 (b1～b5)」を基本に、「管理・運営・透明性評価 (m1～m5)」を勘案して、総合評価 (JCR ブルーファイナンス評価) を決定する。

具体的には、下記「JCR ブルーファイナンス評価マトリックス」に従って、JCR ブルーファイナンス評価 (Blue 1～ Blue 5) を決定する。

なお、「JCR ブルーファイナンス評価」のうち「Blue 1」は、最上位のブルーファイナンス評価である。ブルー性評価、管理・運営・透明性評価ともに最高の評価 (b1+m1) を得たブルーファイナンスに付与する。

【JCR ブルーファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
ブルー性評価	b1	Blue 1	Blue 2	Blue 3	Blue 4	Blue 5
	b2	Blue 2	Blue 2	Blue 3	Blue 4	Blue 5
	b3	Blue 3	Blue 3	Blue 4	Blue 5	評価対象外
	b4	Blue 4	Blue 4	Blue 5	評価対象外	評価対象外
	b5	Blue 5	Blue 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

2-4. 「JCR ブルーファイナンス評価」の表示

JCR のブルーファイナンスに関する評価は、総合評価である「JCR ブルーファイナンス評価（Blue 1～Blue 5）」を中心に、ブルー性評価（b1～b5）、管理・運営・透明性評価（m1～m5）を併記することにより表示する。

【JCR ブルーファイナンス評価結果】



3. ブルーファイナンスにおけるグリーンファイナンス評価との相違点

ブルーファイナンス評価とグリーンファイナンス評価との相違点は、主に評価フェーズ 1 である。評価フェーズ 1 では、審査項目は同じものを使用するが、資金使途のブルー性（環境改善効果）に関して、以下の点を確認することで適格性を判断する。

ブループロジェクトに該当するか否かの審査項目

- (1) 評価対象により調達される、又は評価対象を参照し調達される資金が、海洋関連プロジェクトについては SBE ガイド、淡水関連プロジェクトについては IFC ガイドラインに記載されたブルーファイナンス領域に該当するか。
- (2) 対象となるプロジェクトは、持続可能な海洋経済あるいは水インフラに関連した明確な環境改善効果がある。当該プロジェクトは、少なくとも SDGs 目標 6 又は目標 14 に関連したターゲットの達成に対する貢献度が明らかであるか。
- (3) GBP 等で示されるプロジェクト分類のいずれかに該当するか。
- (4) 本プロジェクトの実施が他の SDGs 目標（特に 2、7、12、13）の達成に対して深刻なリスクをもたらさないか。
- (5) 環境改善効果が明らかにネガティブな影響を上回っているか（定量化され、比較可能であることが望ましい）。
他のグリーン/ブループロジェクトの実施に著しい損害を及ぼさないことが確認されているか。
対象事業は IFC Performance Standard や World Bank EHS Guidelines あるいはそれと同等の ESG 基準に準拠して運営が行われているか。
SBE ガイド及び UNEP FISBEFI が定める対象除外事業（洋上石油・ガス採掘事業、深海採鉱事業及びその他の非持続可能な慣習が行われていると考えられるセクター）ではない（Minimum Safeguard）か。UNEP FISBEFI に照らして、環境への負の影響が適切に管理・緩和されているか。

VIII. ネイチャーファイナンス評価

1. ネイチャーファイナンスの意義と定義

自然（生物多様性、生態系、そして生態系サービス）は、地球や世界経済の機能に重要なサービスを提供し、人間の福祉を確保し、経済成長と雇用の機会を推進している。しかし、世界的な経済活動と消費パターンは、自然の前例のない損失を引き起こしている。

2002 年開催の COP6 で採択された「2010 年目標」では「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標が掲げられたが、2010 年までに当該目標は十分に達成されなかった。そして、2010 年開催の COP10 において 2020 年までの生物多様性保全に関する世界目標として「愛知目標」が合意されたが、2020 年においてかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標で完全に達成できたものはないという振り返りがなされている。2022 年 12 月には、新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」が COP15 で採択された。GBF では、新たな国際目標として「2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる」、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の方向性が明確に示されている。GBF は、2050 年ビジョン、2030 年ミッション、2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されている。GBF の議論と並行して、自然関連リスクの情報開示を促進するために TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース、Task force on Nature-related Financial Disclosures）が 2021 年に設立され、2023 年に最終提言（v1.0）が公表されている。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）と国連生物多様性条約（UNCBD）は、生物多様性と生態系サービスの損失の直接的な 5 つの人為的ドライバーを特定した。ここで特定されたドライバーとは、「土地と海の利用変化」、「自然資源の直接利用と（過剰）搾取」、「気候変動」、「汚染」、及び「外来生物の侵入」である。

自然と生物多様性という用語は区別せずに使用されるケースが多いが、実際には異なる定義を持っている。IPBES は自然を「生物の多様性とそれらの相互作用、及び環境との関係を重視する自然界」として言及している一方、UNCBD は生物多様性を「陸上、海洋、その他の水生生態系を含むあらゆる起源の生物の変異性、これらの生態学的複合体の一部を形成する。これには種内多様性、種間多様性、生態系の多様性が含まれます。」と定義している。ICMA では、「自然」と「生物多様性」を上記定義に従って使用されており、「自然」を「生物多様性、自然の生態系、及びそれらが生み出す生態系サービスを包含するより広義の言葉」として今後使用される予定である。

「自然」は、水、食料、原材料、医薬品、気候調節、水質と空気品質の制御、栄養の循環、土壌形成、花粉媒介など、我々の経済にとって重要な生態系サービスを提供している。しかし、自然界は急激かつ憂慮すべき衰退を経験している。陸上環境の約 4 分の 3 と海洋環境の約 3 分の 2 が人類の行動によって大きく変化し、過去 50 年間で、監視された野生動物の個体群の平均サイズが 73% 減少した。グリーンファイナンスの中で、ネイチャーへのファイナンスは重要なテーマとして浮上している。

ICMA が 2025 年 6 月に発表した「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」は、自然関連プロジェクトへの資金調達を促進するための新たなテーマ別ガイダンスとして位置づけられている。同ガイドは、GBP 等に準拠したファイナンスの実行に際して、自然関連プロジェクトに特化した追加的なガイダンスとして活用されるものである。同ガイドにおいては、自然関連プロジェクトに資金を 100% 充当するグリーンボンドには「ネイチャーボンド」という副次的なラベルを付与することが可能となっており、これは投資家や市場参加者に対してプロジェクトのテーマ性を明確に示す手段となる。JCR は、同ガイドに準拠して、評価を行うこととする。

なお、JCR では調達資金の全額を自然及び生物多様性に関するプロジェクト（ネイチャープロジェクト）に充当するファイナンスをネイチャーファイナンスと定義する。ネイチャープロジェクトもしくはネイチャーファイナンスの満たすべき要件については後述する。

2. ネイチャーファイナンスに係る評価体系

ネイチャーファイナンス評価とグリーンファイナンス評価との相違点は、主に評価フェーズ 1 である。評価フェーズ 1 では、審査項目は同じものを使用するが、資金使途のネイチャー性（環境改善効果）に関して、以下の点を確認することで適格性を判断する。

2-1. 評価フェーズ 1：ネイチャー性評価

評価フェーズ 1 のネイチャー性評価においては、対象事業がネイチャープロジェクトに該当する場合に、調達資金の使途を確認し、ネイチャーファイナンスの資金使途の適格性について、以下の考え方に沿って n1～n5 の 5 段階で評価する。

ネイチャープロジェクトへの調達資金の充当割合	ネイチャー性評価
100～90%（資金使途のほぼすべてがネイチャープロジェクトへ充当）	n1
89～70%（資金の大部分がネイチャープロジェクトへ充当）	n2
69～50%（資金の過半がネイチャープロジェクトへ充当）	n3
49～30%（資金のネイチャープロジェクトへの充当率が低い）	n4
29～10%（資金のネイチャープロジェクトへの充当率が極めて低い）	n5
10%未満	評価対象外

2-2. 評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

評価フェーズ 2 では、発行体等の管理・運営・透明性について、GBP 等が示す管理・運営体制及び透明性に関する 4 つの評価項目に基づいて、以下のとおり m1～m5 の 5 段階で評価する。（IV. 評価手法参照。「評価細分項目」においては、「グリーン」を「ネイチャー」に読み替えるものとする。）評価フェーズ 2 で使用する評価記号は、グリーンファイナンスもネイチャーファイナンスも同じ記号を使用する。

管理・運営・透明性評価のスコア	管理・運営・透明性評価
100～80 点（管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高い。計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できる。）	m1
79～60 点（管理・運営体制が整備され、透明性も高い。概ね計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が期待できる。）	m2
59～40 点（管理・運営体制及び透明性にやや問題があり、計画に沿った事業実施・調達資金の充当にやや懸念がある。）	m3
39～20 点（管理・運営体制及び透明性に問題があり、計画どおりの事業実施、調達資金の充当に懸念がある。）	m4
20 点未満（管理・運営体制及び透明性に重大な問題があり、計画どおりの事業実施、調達資金の充当は期待できない。）	m5

2-3. 評価フェーズ 3：総合評価

評価フェーズ 3 では、「ネイチャー性評価（n1～n5）」を基本に、「管理・運営・透明性評価（m1～m5）」を勘案して、総合評価（JCR ネイチャーファイナンス評価）を決定する。

具体的には、下記「JCR ネイチャーファイナンス評価マトリックス」に従って、JCR ネイチャーファイナンス評価（Nature 1～ Nature 5）を決定する。

なお、「JCR ネイチャーファイナンス評価」のうち「Nature 1」は、最上位のネイチャーファイナンス評価である。ネイチャー性評価、管理・運営・透明性評価ともに最高の評価（n1+m1）を得たネイチャーファイナンスに付与する。

【JCR ネイチャーファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
ネイチャー性評価	n1	Nature 1	Nature 2	Nature 3	Nature 4	Nature 5
	n2	Nature 2	Nature 2	Nature 3	Nature 4	Nature 5
	n3	Nature 3	Nature 3	Nature 4	Nature 5	評価対象外
	n4	Nature 4	Nature 4	Nature 5	評価対象外	評価対象外
	n5	Nature 5	Nature 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

2-4. 「JCR ネイチャーファイナンス評価」の表示

JCR のネイチャーファイナンスに関する評価は、総合評価である「JCR ネイチャーファイナンス評価（Nature 1～Nature 5）」を中心に、ネイチャー性評価（n1～n5）、管理・運営・透明性評価（m1～m5）を併記することにより表示する。

【JCR ネイチャーファイナンス評価結果】



3. ネイチャーファイナンスにおけるグリーンファイナンス評価との相違点

ネイチャーファイナンス評価とグリーンファイナンス評価との相違点は、主に評価フェーズ1である。評価フェーズ1では審査項目は同じものを使用するが、資金使途のネイチャー性（環境改善効果）に関して以下の点を確認することで適格性を判断する。

ネイチャープロジェクトに該当するか否かの審査項目

- (1) 評価対象により調達される、又は評価対象を参照し調達される資金を充当するプロジェクトが、以下のうち1つ以上に貢献するか。
 - a) 生物多様性、エコシステム及びエコシステムサービスの回復と保全
 - b) 土地と海の利用変化、天然資源の過剰搾取、汚染、侵入種の拡散、気候変動など、生物多様性、エコシステム、及びエコシステムサービスの損失の直接的な推進要因の一つ以上を減らすための経済活動の転換
 - c) 経済部門全体での自然に基づくソリューションの統合
 - d) 上記(a)から(c)のいずれかのプロジェクトをサポートする政策、ツール、活動の実施
- (2) 当該プロジェクトは、GBPで指定された5つの環境目的（気候変動緩和、気候変動適応、天然資源保護、生物多様性、汚染の予防と管理）の1つ以上に貢献することができるか。
- (3) 発行体等は生物多様性に関する戦略を有しており、当該戦略及び資金使途の対象となるプロジェクトが昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）のターゲットと紐づけられるか。
- (4) 本プロジェクトに係るレポーティングにおいて、少なくとも1つ以上の生物多様性に係る定量的指標が含まれているか。

IX. グリーンファイナンス・フレームワークに対する評価

JCR では、発行体等からの要望があった場合に、個別のグリーンボンド又はグリーンローンではなく発行体等のグリーンボンド発行又はグリーンローン借入方針に対して、GBP 等への適合性の確認を目的としたグリーンファイナンス・フレームワーク評価を実施する場合がある。その場合、評価手法は本評価手法を準用するが、評価記号の末尾に(F)をつけて表示する。なお、クライメイトトランジションファイナンス評価、ブルーファイナンス評価及びネイチャーファイナンス評価についても同様の対応とする。

グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、発行体等のグリーンファイナンス方針に係る評価であって、当該方針に基づき実施される個別の資金使途のグリーン性及び管理・運営・透明性評価等を行うものではない。したがって、個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要がある。また、フレームワーク評価は評価時点における GBP 及びガイドラインへの整合性を確認しているものとなるため、フレームワークの変更、GBP の大きな改定があった際などにおいては、フレームワーク評価の見直しと評価の更新を JCR に依頼する必要がある。仮に JCR による評価の更新を受けずにフレームワークが変更されている場合、或いは GBP の改定の結果、フレームワークが GBP に準拠しない事態が発生した場合、当該事象が発生する前に提供した JCR の評価は無効となる。

X. 前提と本評価の限界

JCR の提供するグリーンファイナンス評価は、グリーンボンド等発行又はグリーンローン等借入計画時点、乃至は発行・借入時点における環境改善効果が、適切に発行体等又はその依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認するものであり、将来にわたってその効果が継続することを保証するものではない。

評価対象となるグリーンプロジェクトの環境改善効果又は環境へのネガティブな影響は、内部の環境に専門的な知見を有する組織・人材が実施、又は、外部機関が算定した結果について、発行体等が開示している内容を基に評価を行うものであり、JCR が測定することはない。

XI. 定期的なレビュー

JCR は、未充当資金の状況のフォローアップが必要な場合や、予定されている環境改善に係るインパクトレポーティングの履行状況等の確認が必要な場合、レビューを行うことがある。

なお、投資口を含めたグリーンファイナンス等フレームワークに対する評価を行った場合は、原則として、当該フレームワークに基づく資金調達の実施と充当状況及びグリーン適格資産の状況について、定期的にレビューを行う。

以 上

◆留意事項

本文書に記載された情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、当該情報はJCRの意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

GBP 等におけるグリーンプロジェクトの例

* 以下はあくまで例示であり、これらに限定されるものではない。今後のグリーンプロジェクトへの該当性については、国際的な取り扱いの動向についても注視をしながら検討することが必要である。

GBP・GLP	グリーンボンドガイドライン(2025 年版)
再生可能エネルギー (発電、送電、装置、商品を含む)	1 再生可能エネルギーに関する事業(発電、送電、機器含む) 1-1 太陽光、風力(洋上を含む。)、水力、バイオマス(持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。)、地熱、波力・潮力等の海洋再生可能エネルギー等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業 1-2 再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業 1-3 太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業 1-4 太陽光パネル、送電線、蓄電池等の再生可能エネルギーに関する事業にて使用される機器を製造する事業 1-5 事務所、工場、店舗、住宅等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業(農林漁業関連施設、上下水道施設、データセンター等における事業を含む。) 1-6 再生可能エネルギーに資する ICT ソリューション(維持管理システム、運用システム、最適需給調整等)を提供する事業
エネルギー効率 (新築・リフォーム済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、装置、商品など)	2 省エネルギーに関する事業 (省エネルギー性能の高い建築物の新築、建築物の省エネルギー改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。) 2-1 事務所、工場、店舗、住宅等について、省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修を行う事業(農林漁業関連施設、上下水道施設、データセンター等における事業を含む。)*BELS 等の環境認証取得や、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)その他省エネルギー性能の高い建築物の新築又は改修(断熱改修含む)に関わるもの 2-2 事務所、工場、店舗、住宅等に省エネルギー性能の高い機器や設備を導入する事業(農林漁業関連施設、上下水道施設、データセンター等における事業を含む。) 2-3 エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド等のエネルギーの面的な有効活用に関する設備を導入する事業 2-4 省エネルギーに資する ICT ソリューション(FEMS BEMS、HEMS、GEMS、ITS、サプライチェーンマネジメント等)の提供や省エネルギー性能の高い通信技術の導入に関する事業
汚染防止及び管理 (大気排出の削減、温室効果ガス管理、土壌浄化、廃棄物の発生抑制、廃棄物の削減、廃棄物のリサイクル及び省エネ・省排出型の廃棄物発電)	3 汚染の防止と管理に関する事業 (排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の 3R や熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。) 3-1 循環経済の実現にあたって、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階、廃棄段階の各段階において、ライフサイクル全体での最適化を図る事業(省資源・長寿命製品の設計・製造、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材の利用、製造事業者等による再生材の積極的な利用とリサイクル事業者等による再生材の供給といった動静脈連携(製造業・小売業などの動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業の有機的な連携)、食品ロス削減、廃棄物等の高度な回収・処理(リサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設)を含む。) 3-2 有害化学物質等の漏えい、揮発、浸透等の防止に係る先進的な設備・技術の導入や代替品の使用等を通じた有害化学物質等の環境(海洋環境を含む。)への排出を抑制する事業

GBP・GLP	グリーンボンドガイドライン(2025 年版)
	3-3 フロン類の排出抑制に資する製品の設計又は製造等を行う事業 3-4 工場等からの排水の高度な処理・再利用や、環境改善効果の高い下水道施設整備・合流式下水道の改善等に関する事業 3-5 汚染土壌を処理する事業 3-6 プラスチックごみによる汚染の防止に資する事業 3-7 水質汚濁物質・大気汚染物質・有害化学物質の排出防止と管理、廃棄物処理の管理等に資する ICT ソリューションを提供する事業
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 (環境持続型農業、環境持続型畜産、生物学的穀物管理又は点滴灌漑といった環境スマートファーム、環境持続型漁業・水産養殖業、植林や森林再生といった環境持続型林業、自然景観の保全及び復元を含む)	4 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業 (持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、総合的病害虫・雑草管理(IPM)、点滴灌漑を含む。) 4-1 持続可能な農業(有機農業等の環境保全型農業、点滴灌漑等)に関する事業 4-2 持続可能な漁業や水産養殖業に関する事業 4-3 持続可能な森林経営に関する事業 4-4 自然景観・都市の緑地・水辺や水・緑のネットワークの保全・創出及び再生に関する事業(グリーンインフラに関する取組を含む。) 4-5 自然資源への負荷削減に資する事業 4-6 自然資源・土地利用の持続可能な管理に資する ICT ソリューション(農林水産資源の持続可能性に関するトレーサビリティシステム、森林管理システムを含む。)を提供する事業
陸上及び水生生物の多様性の保全 (沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む)	5 生物多様性保全に関する事業 (沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。) 5-1 保護地域や OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)等における生態系の健全性の保全・再生を行う事業 -森林生態系 森林の多面的機能の発揮の観点から、多様な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良くモザイク状に配置された状態を目指した整備及び保全(森林計画制度に基づく適正な森林整備、育成単層林における広葉樹の導入等による針広混交の育成複層林への誘導、天然生林の適切な保全・管理、貴重な野生生物の保護など生物多様性の保全に配慮した森林施業等) -農地生態系 農業における化学肥料の使用量や化学農薬の使用によるリスクの低減、有機農業の推進、家畜排せつ物の適正管理等による環境負荷の低減、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畦畔や防風林などを含めたモザイク性のある農村景観全体の保全、荒廃農地・耕作放棄地の再生等 -都市生態系 都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水辺空間の創出等(グリーンインフラに関する取組を含む。)-陸水生態系(河川・湖沼・湿地) 河川を自然に近い形に再生、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観の保全・創出につながる取組等 -沿岸・海洋生態系 水質浄化・生物多様性の確保及び(又は)ブルーカーボンを活用した吸収源対策等に関わる藻場・干潟・サンゴ礁等の海域環境の保全・再生・創出等(ブルーインフラに関する取組等を含む) 5-2 絶滅危惧種の保全に係る事業(生息域内保全・生息域外保全を含む。) 5-3 侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する事業 5-4 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害の緩和に貢献する事業 5-5 生物多様性保全に資する ICT ソリューション(衛星、飛行体、IoT 等による生態系モニタリング、鳥獣害防止システム、生物多様性データ解析等)を提供する事業

GBP・GLP	グリーンボンドガイドライン(2025 年版)
クリーン輸送 (電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通、鉄道、非電動式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギー車両と有害物質の排出削減のためのインフラ等)	6 クリーンな運輸に関する事業 (電動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。) 6-1 電動車、鉄道、自転車、ゼロエミッション船(水素燃料電池船、バッテリー船等)、内航海運におけるハイブリッド船の製造・導入や、それらを利用するためのインフラの整備等を行う事業 6-2 計画的な物流拠点の整備、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等を通じて物流システムを効率化する事業 6-3 エコドライブの支援のための機器や技術(デジタル式運行記録計及び自動運転等)を導入する事業 6-4 パークアンドライド、カーシェアリング等のための施設を整備する事業 6-5 持続可能な海上輸送に関する事業(カーボンニュートラルポートの形成に資する事業(脱炭素型荷役機械の導入、船舶に陸上電力を供給する設備の導入等)、石油燃料流出防止、回収施設の改善に関する事業、港湾やターミナルの廃棄物処理に関する事業を含む。)
持続可能な水資源及び廃水管理 (清潔な水や飲料水の確保のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修やその他方法による洪水緩和対策を含む)	7 持続可能な水資源管理に関する事業 (清潔な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。) 7-1 水源かん養や雨水の土壌浸透等の水循環を保全する事業(地下水保全、グリーンインフラに関する取組を含む。) 7-2 水害の発生の防止のための施設の整備を行う事業 7-3 清潔な水や飲用水の確保のためのインフラに関する事業(上水道の整備や海水を淡水化する事業を含む。) 7-4 都市排水システムに関する事業(下水システムの整備、下水汚泥管理、汚染物質の流出を防ぐ都市排水システムを含む。) 7-5 サプライチェーン全体で水供給を削減する水効率技術・設備・水管理活動
気候変動への適応 (気候観測及び早期警戒システムといった情報サポートシステムを含む)	8 気候変動に対する適応に関する事業 (気候変動の観測や早期警戒システム等の情報サポートシステムを含む。) 8-1 農業・林業・水産業: 気候変動に対応する作物品種や技術の開発や導入(品目転換を含む)、施設栽培における設備等の導入、生産地の移動、環境負荷の低い農業の導入に関する事業、気候変動に対応する養殖品種や技術の開発・導入、魚種の変化に対応した加工設備の導入、藻場の保全等の漁場整備に関する事業 等 8-2 水環境・水資源: 水資源の効率的な活用や渇水対策等の導入、水道水等の水質保全、水資源の保全に関する事業 等 8-3 自然生態系: 生態系に基づく適応や生態系を活用した防災・減災(ECO-DRR)等のグリーンインフラに関する事業、気候変動影響のモニタリングに関する事業 等 8-4 自然災害・沿岸域: 物流、鉄道、港湾、空港、道路、河川、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における、自然環境や生物多様性保全等にも配慮した防災・減災機能を強化する事業(気候変動の適応に対応する国土強靱化に資する事業を含む) 等 8-5 健康: 気象情報及び暑さ指数(WBGT)の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供、冷房・除湿器の導入、

GBP・GLP	グリーンボンドガイドライン(2025 年版)
	クールスポットの創出(日除け、ミスト等)やクーリングシェルターの整備、建物の高気密・高断熱化に関する事業 等 8-6 産業・経済活動: 事業所における気象災害対策や気候リスクの高いエリアからの移転、暑熱対策、原材料の安定確保に係る取組等、事業の持続可能性を確保するための事業 等 8-7 国民生活・都市生活: 内水氾濫等の防止に向けた下水道施設の整備、施設の損壊等に伴う減断水が発生した場合における迅速で適切な応急措置及び復旧が行える体制の整備に関する事業 等 8-8 気象観測や監視、早期警戒システムに関する事業や気候変動への適応に資する ICT ソリューションを提供する事業
高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス (エコラベルや環境認証、資源効率的な包装及び配送といった環境持続可能型商品の開発及び導入)	9 循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業 (環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。) 9-1 環境に配慮した製品を製造する事業(環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品等の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービス(環境負荷の低減につながる、製品の適切な長期利用を促進するシェアリング、サブスクリプション、リペア・メンテナンス等)、当該製品製造に供する工場・事業場の建設・改修、食料・農林水産業における持続可能な加工・流通システムの構築に資する取組を含む。) 9-2 温室効果ガス削減に資する技術や製品の研究開発・実証等に関する事業(関連項目に記載されている事業に関連する技術や製品、水素、アンモニア、CO₂ の分離・回収・貯留・利活用に関する技術、次世代航空機、ゼロエミッション船(アンモニア燃料船、水素燃料船等)、SAF(持続可能な航空燃料)、バイオ燃料等。あくまで例示であり、これに限られるものではない。)
地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング	10 グリーンビルディングに関する事業 10-1 建築物の省エネルギー性能だけではなく、ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減、環境負荷の低い資材の使用、水使用量、廃棄物管理、生物環境の保全・創出(グリーンインフラに関する取組を含む。)等の考慮事項に幅広く対応しているグリーンビルディングについて、国内基準に適合又は CASBEE、LEED 等の国内外で幅広く認知されている環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得してその新築又は改修を行う事業

ICMA/IFC/UNEP FI/UNGC/ADB
 Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy - A Practitioner's Guide -
 指標となるブループロジェクト分類

GBP 環境目標					
指標となるブループロジェクトのカテゴリとサブカテゴリ (GBPカテゴリと密接な関連性を有する)	気候変動 の緩和	気候変動 への適応	自然資源 保全	生物多様性 保全	汚染防止 と管理
1. 海洋気候変動への適応とレジリエンス (「気候変動への適応」) 自然ベースのソリューションの活用を含む、気候変動に 対する社会生態学的レジリエンスと適応をサポートす るプロジェクト [沿岸部から50 km以内あるいは海洋環境内のプ ロジェクトに限定]		◆◆◆	◆◆	◆	
2. 海洋生態系の管理、保全、回復 (「陸上及び水生生物多様性」) 沿岸及び海洋生態系の健全性を管理、保全、及び回復 するプロジェクト [海洋環境内あるいは沿岸部から100 km以内のプロジェク トに限定]	◆	◆	◆◆◆	◆◆◆	◆◆
3. 持続可能な沿岸及び海洋観光 沿岸及び海洋観光の環境持続可能性を改善するプロ ジェクト			◆◆	◆◆	◆◆
4. 持続可能な海洋バリューチェーン (「生きている天然資源と土地利用の環境的に持続 可能な管理」) 海洋バリューチェーンの環境持続可能性を改善するプ ロジェクト a. 持続可能な海洋漁業管理 b. 持続可能な水産養殖事業(藻類、二枚貝、魚、海草) c. 水産物サプライチェーンの持続可能性	◆	◆	◆◆	◆◆	◆◆◆
5. 海洋再生可能エネルギー (「再生可能エネルギー」) 総発電量に占める海洋再生可能エネルギーの割合を高め るプロジェクト、及び、海洋環境を保護しつつ他のSBE セクターをサポートする再生可能エネルギープロジェクト 例： a. 洋上風力（着床式及び浮体式） b. 波力 c. 潮力 d. 水上太陽光 e. 海洋熱エネルギー変換	◆◆◆		◆	◆◆	

GBP 環境目標					
指標となるブループロジェクトのカテゴリとサブカテゴリ (GBPカテゴリと密接な関連性を有する)	気候変動 の緩和	気候変動 への適応	自然資源 保全	生物多様性 保全	汚染防止 と管理
6. 海洋汚染 (「汚染防止と管理」/「持続可能な上下水道管理」/ 「循環経済適応製品、生産技術及びプロセス」) 廃棄物の沿岸及び海洋環境への排出を防止、制御、及 び削減するプロジェクト a. 廃水管理 b. 固形廃棄物管理 c. 資源効率と循環経済 (廃棄物の防止と削減) d. 非特定汚染管理 [廃水管理プロジェクトは、沿岸部から100km以内のものに 限定 固形廃棄物管理プロジェクトは、沿岸部又は海に流入 する河川から50 km以内のものに限定 非特定汚染管理プロジェクトは、沿岸から200 km以内、 又は海に流入する河川(及びその支流)から50 km以内 のものに限定]	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆◆
7. 持続可能な港 (「クリーンな輸送」) 環境パフォーマンス及び港湾機能とインフラの持続 可能性を高めるプロジェクト	◆◆	◆			◆◆◆
8. 持続可能な海洋輸送 (「クリーンな輸送」) 環境パフォーマンスと海洋輸送の持続可能性の向上に関 するプロジェクト	◆◆		◆	◆◆◆	◆◆◆
9. 水供給 (効率的で清潔な水供給施設、調査研究、 設計) ★ 1) 上水道処理施設・貯留施設・持続可能な供給イン フラの新設(20%以上の無収水率改善) 2) 既存水インフラの改修 (20%以上の無収水率改 善) 3) 地下水の枯渇と湿地を保護し、環境の高塩分汚染 を回避するのに役立つ、より持続可能な淡水化プ ラント (ISO 規格 23446 など)。 4) 水効率を高める技術や設備、水の使用量を削減す る水管理活動。これには、陸上水産養殖、農業及 び灌漑、住宅、商業、産業用途における水消費量 の大幅な削減又は文書化された水効率の利点を示 す技術 (例: 点滴灌漑、水リサイクルソリュー ションなど) への融資又は借り換えが含まれる。	◆◆◆	◆	◆	◆	◆◆

注：記号は、GBP 環境目標達成への各カテゴリの貢献度を示す

- ◆◆◆ (i) =レベル1
 ◆◆ (ii) =レベル2
 ◆ (iii) =レベル3
 (iv)

★上水道関連事業はIFC Guidelines for Blue Financeの適格基準を参照。

出典 ICMA/IFC/UNEP FI/UN Global Compact/ADB Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy – A Practitioner's Guide –
 IFC Guidelines for Blue Finance

ICMA
Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide
ネイチャープロジェクト分類と GBF 目標

ネイチャープロジェクト分類	GBF 目標 ¹²
再生可能エネルギー活用のための自然を活用したソリューション 再生可能エネルギープロジェクトにおいて、土地や海の利用変化や自然資源の過剰利用を抑制し、さらなる生物多様性の恩恵をもたらすために、自然を活用したソリューションを取り入れたプロジェクト（例：農業太陽光発電・営農型太陽光発電、太陽光発電プロジェクトにおける花粉媒介者を支援する植生の導入、太陽光発電所の水使用を削減する技術や方法、洋上風力発電所の人工漁礁管理など）。	T8, T11, T1
バイオエネルギー 低排出エネルギーを生産するために持続可能な方法で調達したバイオマス廃棄物（生物由来の廃棄物）を利用し、捨てられた廃棄物（例：農業や林業の廃棄物、汚泥）に起因する汚染の削減に貢献するプロジェクト。	T7 T8, T11
エネルギー効率向上のための自然を活用したソリューション エネルギー効率を向上させるために自然資源を活用したソリューションを用いるプロジェクト。冷却エネルギーの使用削減や、伝統的な雨水の回収・処理を通じるものが該当する（例：都市公園、緑化屋根や壁面、レインガーデン、雨水・排水浄化のための人工湿地など）。	T8, T11, T12, T7
生物多様性に有害な化学物質の削減 農業、林業、水産業、養殖業、製造業、鉱業、建設業を含む（ただしこれらに限らない）様々な部門において、土壌や水中の生物多様性に有害な化学物質を防止、削減、あるいは代替するプロジェクト（例：農薬の使用削減、生物学的および物理的害虫防除の代替方法、有機肥料、繊維製品における有機染料、尾鉱ダムの廃止など）。	T7, T10 T2, T11
廃棄物管理 廃棄物を防止、削減、再利用、リサイクルし、土壌及び水質汚染の削減に貢献するプロジェクト（例：リサイクル、食品ロスや廃棄物の回避、固形廃棄物の回収、都市排水システム、有害廃棄物の安全な処分、有害廃棄物処理施設・埋立地・違法廃棄物投棄場所のレメディエーション、持続可能な方法で調達されたバイオマス廃棄物からのバイオ炭の生産など）。	T7, T2, T16
汚染の予防・管理のための自然を活用したソリューション 土壌や水から汚染物質を防止又は除去するために、自然インフラを使用してグレーインフラを補完または置き換えるプロジェクト（例：河川への農薬や堆積物の流出を減らすための植生緩衝帯、雨水流出を処理するための湿地、化学物質を除去するための人工湿地、水質汚染の処理をするために二枚貝や海藻の在来種の活用）。	T7, T11, T12 T2, T8

¹² 直接達成に貢献する可能性のある GBF ターゲットは太字で記載する。GBF ターゲットの完全なリストの掲載箇所：
<https://www.cbd.int/gbf/targets>

ネイチャープロジェクト分類	GBF 目標
持続可能な林業と農業用地管理と生産事業 生物多様性や自然生態系、または生産環境内でそれらが提供するサービスを保全・回復し、無伐採・無転換の取組を推進するプロジェクト ¹³ 。土壌を再生し、自然（例：水分）や化学薬品（例：農薬）の入力量を削減することで、持続可能に生産性を向上させるプロジェクトもしくは作物損失を減らすプロジェクト。在来または帰化種による劣化した景観の修復や自然の自律的再生を可能にするプロジェクト。多様な作物利用や持続可能な非木材林産物の活用や代替タンパク質の生産に関するプロジェクト ¹⁴ 。	T1,T2,T3、 T4,T7、 T10,T11 T8,T16
持続可能な漁業管理と生産事業 過剰な漁獲を防止する、漁獲の損失を減らす、混獲を減らす、在来種の再生に貢献する、違法・無報告・無規制の漁業に対処する、そして魚網を適切に処理するプロジェクト。	T2,T4,T10 T5,T9、 T11,T16
持続可能な水産養殖 天然漁業への負担を軽減し、有害な投入資材の使用や汚染を減らし、沿岸および海洋生態系の機能とレジリエンスを損なわないプロジェクト（自然を活用したソリューションを含む）（例：養殖池からの排水を処理するためのマングローブの回復、抗生物質やその他獣医薬品、農薬の使用を減らすための生物種の多様化、飼料の廃棄を最小限に抑える飼料原料の最適化や多種飼育システム、持続可能な方法で調達したあるいは循環型の飼料原料など）。	T2,T4,T10 T5,T9、 T11,T16
生態系の保全と回復それらが支える生物多様性 生物多様性、生態系の機能およびサービスを保全・管理するプロジェクト。保護地域やその他の効果的な地域ベースの保全措置（例：保全のための共同管理パートナーシップ、エコツーリズム）、劣化した陸域・水域・海洋生態系の再野生化または再生（例：森林の自然補助再生）、あるいはそれらの生態系のコネクティビティの向上（例：生物多様性回廊）、炭素隔離の強化、侵略的外来種の防止・制御・排除、人と野生生物との軋轢の軽減、種内外の遺伝的多様性の維持・回復、そして/または保全地域からのバイオ原料の持続可能な調達を通じて行われるもの。	T1,T2,T3 T4,T5,T6、 T13 T7,T8、 T11,T12
生産的及び保護的緩衝地帯 アグロフォレストリー（例：シェードグロウンコーヒー/日陰栽培コーヒー）や違法な森林伐採による製品を代替し自然林への圧力を軽減する林業商品を生産する保護鑑賞地帯の設置を通じて、生息地保全に貢献するプロジェクト（例：劣化地における管理された広葉樹のプランテーションの設置、木炭生産のための管理されたプランテーションの設置）。	T1,T2,T3,T9 T10,T11
水文学的に変質した水の回復 淡水生態系のコネクティビティ、フロー、堆積物、温度の回復や水質の改善を目的としてダムの改修または撤去を行うプロジェクト。	T2,T11

¹³ ここでの「転換」とは、自然生態系を他の土地利用に変えること、または自然生態系の種構成、構造、機能に大きな変化をもたらすことを指す。森林伐採も含まれる。

¹⁴ このカテゴリーに関連したプロジェクトについては、可能な場合には、生物多様性や自然から得る便益を確認する監査プロトコルに従い、国際的または国内で認められた持続可能性認証を取得することが推奨される。

ネイチャープロジェクト分類	GBF 目標
生物多様性に配慮した輸送と物流 輸送およびロジスティクスにおいて、侵略的外来種の輸送を回避する措置、または種に悪影響を及ぼす土壌汚染、水汚染、騒音、光害を防止・削減する措置を実施するプロジェクト。 （例：船舶のバラストや水の処理システム、港やターミナルの廃棄物処理施設、海洋生物に有害な騒音を低減する船舶の技術、動物種との衝突を回避するためのツールや代替ルート設定、非毒性の船底洗浄剤など）。	T6,T7 T1,T4
輸送と物流における自然を活用したソリューション 自然インフラを利用して、グレーインフラを置き換えたり補完したりすることで、レジリエンスを高め、汚染（光害や騒音を含む）や土壌浸食を防止するプロジェクト（例：道路沿いの斜面を安定させる植生、バイオスウェール、レインガーデン、貯留池、浸透舗装による洪水防止、海岸線の保護・安定化のためのマングローブ、港での水質改善のための在来二枚貝や海藻、動物の横断のための道路上下のグリーンコリドー、光害や騒音低減のための植生緩衝帯など）。	T7,T11,T12 T2
水の管理 水の保全、効率化および/または持続可能な利用を達成するための対策を実施し、水の量と質を維持または向上させるプロジェクト（例：インフラにおける水漏れの削減または排除、涵養帯の管理、効率的な灌漑、水のリサイクル、グレイウォーターの持続可能な再利用など）。	T2,T3,T7, T10,T11, T12 T8
廃水と雨水管理 生態系に有害な汚染を防止、削減、または除去し、水質を改善するプロジェクト。（例：廃水処理プラント、新規利用者に対する下水道の接続、雨水と排水の流出を防ぐための排水システム）。	T2,T3,T7, T10,T11, T12, T8
水および排水管理のための自然を活用したソリューション 自然インフラを利用または統合して、グレーインフラを補完または置き換えることで、水資源の量や質を改善し、生態系に有害な汚染を防止・削減・除去するプロジェクト（例：環境フローや水質維持に重要な水域・湿地の保全、廃水処理湿地、雨水の捕集や処理のための都市型グリーンインフラなど）。	T2,T3,T7, T10,T11, T12 T8
生物多様性と生態系のための気候適応と回復力 気候変動に対応し、環境や生物種のレジリエンスを高める施策を実施するプロジェクト。 （例えば、土壌の保水力向上と水使用量削減を目的とした再生型農業および気候変動適応型農業、農業の不適地の拡大防止のための気候や病害に強い作物品種の栽培、気候スマートな魚類資源管理、火災管理や火災リスク軽減プログラムなど）。	T1,T4,T8, T10,T11 T7,T20
レジリエントなインフラのための自然を活用したソリューション 嵐、干ばつ、洪水、都市のヒートアイランド現象に対する回復力を高めるために生息地を保全、復元、または改良し、インフラのようなサービス（例えば土壌侵食の軽減、沿岸回復力の向上など）を提供するプロジェクト（例：道路の安定化や洪水防止の為に斜面の被覆や植生、屋上緑化や壁面緑化、レインガーデン・雨庭、バイオスウェール、水路、池、生態系維持用の池や流域湿地の修復・保全の確立など）。	T8, T11, T12 T2, T3, T7, T10

ネイチャープロジェクト分類	GBF 目標
資源使用と汚染を削減するためのサーキュラーアプローチ 有機及び無機材料の削減・再利用・リサイクルを行い、汚染物質を持続可能な再生バイオ材料で代替し、天然資源の使用・廃棄・汚染の削減に貢献するプロジェクト（例：製品製造においてリサイクル素材の割合を増やすこと、資源の有効活用のために廃棄物の再加工すること、包装材として合成素材やプラスチックの代わりに木材パルプを使用すること、またバージン素材の利用や廃棄物削減のための製品設計・生産・リサイクルを通じた循環型取組・サーキュラープラクティスの実践など）。	T7,T16 T10
建設 建設および/または運用時に使用する天然資源（例：水）や材料（例：水、セメント、鉄鋼、プラスチック）を削減し、建設廃棄物を再利用し、従来の建設材料を持続可能に生産された再生可能なバイオ素材に代替するプロジェクト（例：建設におけるセメントを木材やリサイクル素材への置き換え、製品やプロジェクト設計でセメント使用量を削減する技術、水の消費が運用上重要な建物において少なくとも 20%の水消費削減を求めるグリーンビル認証など）。	T8,T16 T7
建物のための自然を活用したソリューション 資源効率、回復力を実質的に改善し、生物多様性のさらなる恩恵をもたらすために自然インフラを統合するプロジェクト（例：屋上緑化や壁面緑化、透水性のある舗装、レインガーデン・雨庭、バイオスウェール、水路、池、ポリネーター・花粉媒介者に優しい自然など）。	T8,T12 T7,T16